

曾於市循環型社会形成推進地域計画

(二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金)

当初 平成 27 年 12 月

変更 平成 29 年 1 月

曾 於 市

【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再利用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	9
(5) その他の施策	10
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	10
(1) 計画のフォローアップ	10
(2) 事後評価及び計画の見直し	10

【添付資料】

- 様式1：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式2：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式3：地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- 参考資料様式
- 添付資料1：対象地域図
- 添付資料2：一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定
- 添付資料3：人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

曾於市循環型社会形成推進地域計画

鹿児島県 曾於市
当初 平成 27 年 12 月 24 日
変更 平成 29 年 1 月 31 日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：鹿児島県 曾於市

面 積：390.11km²

人 口：38,641 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間（平成 28～32 年度）を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、ごみの減量化及び再資源化を推進するための取り組みとして、既に行っている適正分別、各種啓発事業、各種助成事業、環境学習への取り組みを充実する方針としている。収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの段階では、下記の検討を進める方針とする。

【収集運搬段階】

現状の分別収集区分を継続する方針とする。

【中間処理段階】

曾於市クリーンセンターは、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設を併設した施設であり、供用開始から 19 年が経過している。

曾於市クリーンセンターのごみ焼却施設は、機械設備等の老朽化が著しくなっていることから、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 ヶ年事業で施設の長寿命化工事を実施する計画である。本施設の長寿命化工事は、1 炉毎に整備を行う計画のため、一時的に整備を行っていない炉で適正処理を継続していかなければならないことから、焼却炉に負荷を与える運転を行うこととなる。この場合においても公害防止基準値の遵守や、定期的な補修点検を行う必要があるため、過渡期における適正処理の継続を進めていく方針

とする。

また、ごみの排出状況に応じて、本市のみでの対応が困難となる可能性もあることから、近隣自治体などへの緊急的に処理を依頼することなども含めた対応を検討する。

なお、曾於市クリーンセンターの粗大ごみ処理施設については、現状と同様に継続利用する方針とする。

【最終処分段階】

曾於市クリーンセンター（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）で中間処理された後の焼却灰又は破碎処理を行った残渣は、大隅一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を継続する。財部一般廃棄物最終処分場については、現在災害発生時に使用する計画としているため、本対応を継続するものとする。

併せて、大隅一般廃棄物最終処分場及び財部一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設については、廃棄物処理法の維持管理基準を遵守した適正な運転管理を継続する方針とする。

（４）広域化の検討状況

平成 11 年 3 月に策定された「鹿児島県ごみ処理広域化計画」においては、本市、志布志市、大崎町、鹿屋市（旧輝北町）にてごみ処理の広域化を行う計画となっているが、志布志市及び大崎町では資源化の推進により焼却施設を保有しない施策に取り組んでいること、旧輝北町は鹿屋市と合併したことなどから、本市単独での事業を選択せざるを得ない状況となっている。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図-1 に示すとおりである。

総排出量（計画処理量+集団回収量）は 7,989t であり、再生利用される「総資源化量」は 1,650t で再生利用率（=（直接資源化量+処理後再生利用量+集団回収量）÷総排出量）は 20.7%である。

中間処理による減量化量は 5,068t であり、集団回収量を除いた排出量の 64.4%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 16.2%に当たる 1,271t が埋め立てられている。なお、中間処理のうち、焼却量は 5,654t である。

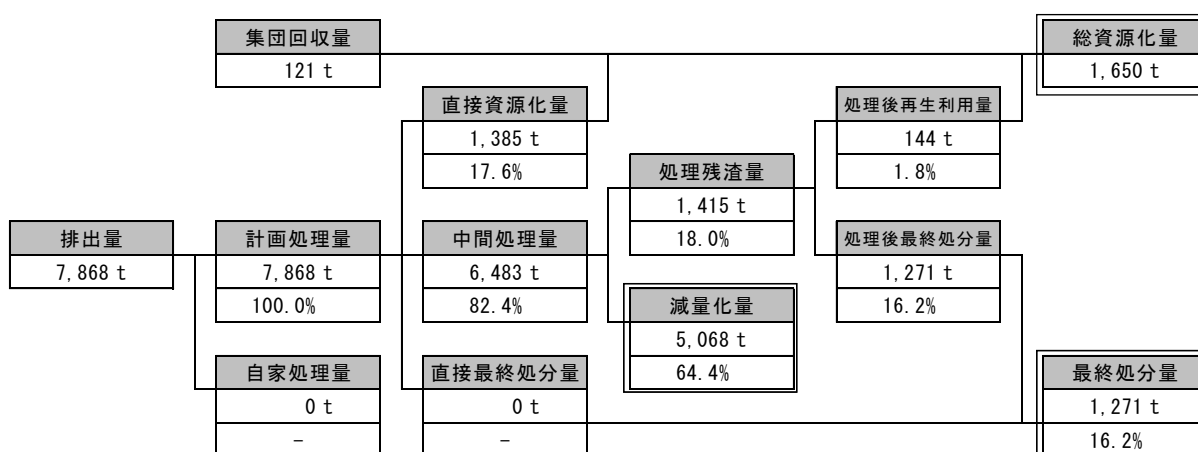


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成26年度実績）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1及び図-2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (平成26年度)	目 標※1 (平成33年度)
排出量	事業系	総排出量	987 トン
		1事業所当たりの排出量※2	0.65 トン/事業所
	家庭系	総排出量	6,881 トン
		1人当たりの排出量※3	142.2 kg/人
	合計	事業系家庭系排出量合計	7,868 トン
再生利用量	直接資源化量	1,385 トン (17.6%)	1,294 トン (18.5%)
	総資源化量	1,650 トン (20.7%)	1,519 トン (21.4%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	— MWh	— MWh
減量化量	中間処理による減量化量	5,068 トン (64.4%)	4,453 トン (63.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,271 トン (16.2%)	1,112 トン (15.9%)

※1：総排出量、1人1日当たりの排出量、排出量は現状に対する割合、その他は総排出量に対する割合

※2：1事業所当たりの排出量 = { (事業系ごみ総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } ÷ 事業所数

・平成26年度：(987t/年-0t/年) ÷ 1,529箇所 ≒ 0.65t/事業所

・平成33年度：(967t/年-0t/年) ÷ 1,529箇所 ≒ 0.63t/事業所

・事業所数は平成24年度実績で一定とした。

※3：1人当たりの排出量 = (家庭系ごみの総排出量-家庭系ごみの資源ごみ量) ÷ 人口 × 1,000

・平成26年度：(6,881t/年-1,388t/年) ÷ 38,641人 × 1,000 ≒ 142.2kg/年

・平成33年度：(6,016t/年-1,294t/年) ÷ 34,448人 × 1,000 ≒ 137.1kg/年

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：t〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：t〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

《取組指標》

1人1日当たりの排出量：平成33年度において平成26年度より0.5%減

1人当たり家庭から排出するごみの量：平成33年度において平成26年度より3.6%減

事業系ごみの排出量：平成33年度において平成26年度より2.0%減

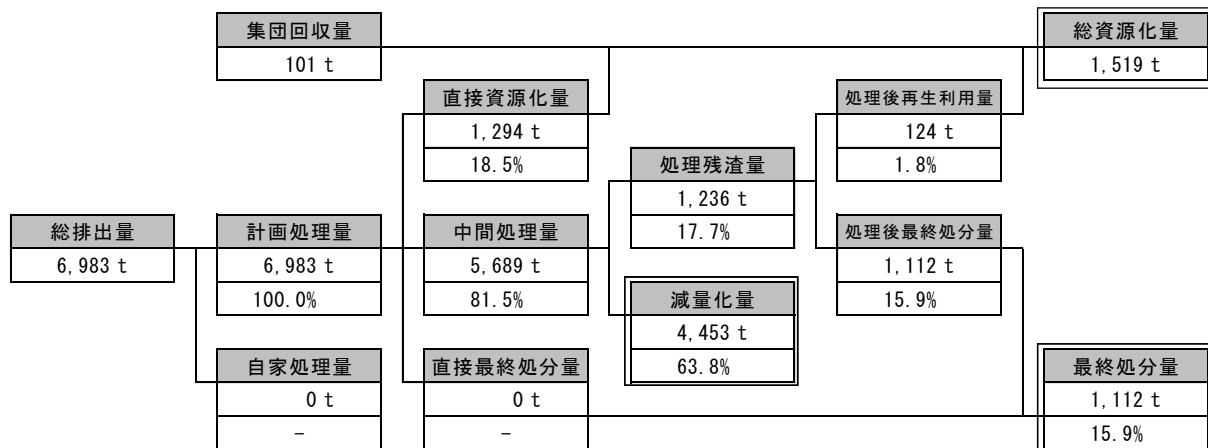


図-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況のフロー（平成33年度目標）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

本市において、以下の施策を展開することにより、発生抑制及び再利用の推進を図っていくものとする。

ア. もったいない意識を育てる取り組み

本市では、食べ残しのないライフスタイルの構築に向けた啓発の推進、フリーマーケットなどの情報提供等を積極的に行うことにより、市民のもったいない意識を育てる取り組みを推進する。

イ. 生ごみの水切りの普及啓発

近年、水切りネットを使用し、生ごみを排出する家庭が増えてきているものの、生ごみに占める水分の割合は高いため、市民に対して、生ごみの水切りの重要性を普及啓発する方針とする。

ウ. 助成事業の継続

再生資源の集団回収を行う地域住民団体（校区公民館、女性団体、子供会等）に対して、回収量に応じた奨励金を交付する事業を実施している。今後もこうした事業を継続することにより、資源化を推進していく方針とする。

エ. ごみ処理手数料に関する調査・検討

本市では既にごみ処理施設へ直接搬入されるごみについては、ごみ処理手数料を徴収しているが、今後は周辺自治体等のごみ処理手数料の動向等を調査し、本市としてのごみ処理手数料のあり方を検討する方針とする。

オ. 出前講座の検討

本市のごみ処理の現状や、ごみ減量化・資源化に関する取り組みについて、要望に応じて出張講座を開催することを検討する。

カ. 環境問題に関する啓発方法の検討

市内で開催される各種のイベント等あらゆる機会を通じ、市民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みについて啓発していくことを検討する。

キ. ペットボトルキャップの回収

ペットボトルのキャップを回収し、これを資源化業者へ売却した利益を、NPO 法人等を経由してポリオワクチンなどとして、寄付を行う事業が推進されていることから、こうした取り組みをホームページなどで紹介すると同時に、庁舎などに回収ボックスを設置するなどの検討を行う方針とする。

ク. 食品残渣削減に向けた取り組み

生ごみとなってしまう調理屑などを有効に利用できるエコクッキングの方法などをホームページで紹介するなどの取り組みを検討する。

ケ. 店頭回収等による再生利用の推進

大型スーパー等でのペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけると同時に、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を市のホームページや広報などを活用し、市民へ啓発することを検討する。

コ. グリーン購入品の購入の継続

環境への負荷ができるだけ小さい商品などを優先的に購入するグリーン購入品の購入を継続する方針とする。

サ. マイバッグ運動の推進

鹿児島県のマイバッグキャンペーン等と連携して、マイバッグ持参の促進やレジ袋の削減に努めていることから、こうした取り組みを継続する方針とする。

(2) 処理体制

ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-2 に示すとおりである。

本市の分別区分については、これまでと同様とするが、ごみ処理手数料のあり方については、今後検討を進める方針とする。

施設整備等については、下記の検討・整備を行っていくものとする。

現在、曾於市クリーンセンター（ごみ焼却施設）は、二酸化炭素排出抑制交付金制度を活用した長寿命化を行う方針とし、約 15 年間の施設の延命化を図る方針とする。

曾於市クリーンセンターに併設する粗大ごみ処理施設については、継続使用する方針とする。

資源ごみについては、民間施設であるそおりサイクルセンターにおいて、処理する計画とする。

最終処分方法については、大隅一般廃棄物最終処分場にて、曾於市クリーンセンター（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）の中間処理において発生する焼却灰及び破碎残渣などを埋立処分する計画とする。なお、財部一般廃棄物最終処分場については、災害時の受け入れ先として位置付けていることから、これを継続するものとする。

表-2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 在 （平成26年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	曾於市クリーンセンター (ごみ焼却施設)	焼却残渣等 (埋立)	4,428
不燃ごみ	破碎・選別	曾於市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源化・ 残渣類 (焼却・埋立)	715
粗大ごみ	破碎・選別	曾於市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源化・ 残渣類 (焼却・埋立)	350
資源ごみ	選別・圧縮・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	1,388



将 来 （平成33年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	曾於市クリーンセンター (ごみ焼却施設)	焼却残渣等 (埋立)	3,804
不燃ごみ	破碎・選別	曾於市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源化・ 残渣類 (焼却・埋立)	614
粗大ごみ	破碎・選別	曾於市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源化・ 残渣類 (焼却・埋立)	304
資源ごみ	選別・圧縮・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	1,294

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業系一般廃棄物の処理を行っていく方針とする。また、排出事業者に対して、事業者には排出責任に基づく、自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う方針とする。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。

エ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 分別区分は、これまでと同様の分別区分を継続する方針とするが、ごみ処理手数料のあり方については、今後検討を進める方針とする。
- ◇ 中間処理の方針は、曾於市クリーンセンター（ごみ焼却施設）は二酸化炭素排出抑制交付金制度を活用した長寿命化を行う方針とし、曾於市クリーンセンターに併設する粗大ごみ処理施設は継続利用する。
- ◇ 最終処分の方針については、これまで同様に大隅一般廃棄物最終処分場で埋立処分する方針である。
- ◇ 事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物の分別区分に準じた処理を行っていく方針とし、排出事業者に対して、事業者には排出責任に基づく、自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う。
- ◇ 産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。

(3) 処理施設等の整備

前述した(2)の処理体制で、本市のごみを処理するために必要な施設を、表-3に示す。

表-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
3-1	焼却施設	曾於市クリーンセンター延命化事業	約 24t/日 (12t/8h×2 炉)	曾於市末吉町二之方 5417 番地 10	H29~31

《整備理由》

事業番号 3-1：施設の老朽化に伴う延命化の実施

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表-4のとおり計画支援事業を実施する。

表-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3-2	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う生活環境影響調査業務委託	生活環境影響調査	H28
3-3	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う発注仕様書等作成業務委託	工事発注仕様書等の作成	H28

(5) その他の施策

その他地域の循環型社会形成の推進及び、廃棄物の適正処理を推進するために、以下の施策を実施していく。

ア. 不法投棄対策

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを継続して行う方針とする。

イ. 廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づき指定されたテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、適正なルートでの排出を啓発する。リサイクルマークの付いた廃パソコンについても、廃家電と同様に適正なルートでの排出を関連団体や小売店などと連携し、住民啓発を行う。

ウ. 災害時の廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理は、地域防災計画に基づいて迅速に対応する方針とする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その計画を公表するとともに必要に応じて、鹿児島県及び国との意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、最終的な処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

また、評価の結果は公表するものとし、評価結果については次期計画策定に反映させていくものとする。ただし、本計画については、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 28 年度)

事業種別 事業名称	事業 番号	事業主体	規 模		事業期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
			単位		開始	終了	H28	H29	H30	H31	H32	H28	H29	H30	H31	H32			
○焼却施設に関する事業	-	-	-	-	-	-	1,787,433	0	93,407	980,117	713,909	0	1,542,472	0	77,124	848,359	616,989	0	
曾於市クリーンセンター延命化事業	3-1	曾於市	約24	t/日	29	31	1,787,433	0	93,407	980,117	713,909	0	1,542,472	0	77,124	848,359	616,989	0	
○施設整備に関する計画支援事業	-	-	-	-	-	-	15,444	15,444	0	0	0	0	15,444	15,444	0	0	0	0	
曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う生活環境影響調査業務委託	3-2	曾於市	-	-	28	28	5,508	5,508	0	0	0	0	5,508	5,508	0	0	0	0	
曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う発注仕様書等作成業務委託	3-3	曾於市	-	-	28	28	9,936	9,936	0	0	0	0	9,936	9,936	0	0	0	0	
合計							1,802,877	15,444	93,407	980,117	713,909	0	1,557,916	15,444	77,124	848,359	616,989	0	

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策の種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					交付期間			H28	H29	H30	H31	H32	
					開始	終了							
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1-1	もったいない意識を育てる取り組み	食べ残しのないライフスタイルの構築に向けた啓発の推進、フリーマーケットなどの情報提供等を積極的に行うことにより、市民のもったいない意識を育てる取り組みを推進する。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	1-2	生ごみの水切りの普及啓発	生ごみに占める水分の割合は高いため、市民に対して、生ごみの水切りの重要性を普及啓発する方針とする。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	1-3	助成事業の継続	再生資源の集団回収を行う地域住民団体（校区公民館、女性団体、子供会等）に対して、回収量に応じた奨励金を交付する事業を継続する方針とする。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	1-4	ごみ処理手数料に関する調査・検討	周辺自治体等のごみ処理手数料の動向等を調査し、本市としてのごみ処理手数料のあり方を検討する。	曾於市	H28	H32	—	実施方針を検討					
	1-5	出前講座の検討	本市のごみ処理の現状や、ごみ減量化・資源化に関する取り組みについて、要望に応じて出張講座を開催することを検討する。	曾於市	H28	H32	—	実施方針を検討					
	1-6	環境問題に関する啓発方法の検討	市内で開催される各種のイベント等を活用し、環境問題への積極的な取り組みについて啓発していくことを検討する。	曾於市	H28	H32	—	実施方針を検討					
	1-7	ペットボトルキャップの回収	ペットボトルのキャップを回収に関する取り組みをホームページなどで紹介すると同時に、庁舎などに回収ボックスを設置するなどの検討を行う方針とする。	曾於市	H28	H32	—	実施方針を検討					
	1-8	食品残渣削減に向けた取り組み	生ごみとなってしまう調理屑などを有効に利用できるエコクッキングの方法などをホームページで紹介するなどの取り組みを検討する。	曾於市	H28	H32	—	実施方針を検討					
	1-9	店頭回収等による再生利用の推進	大型スーパー等へ店頭回収を推進・拡大するように働きかけると同時に、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業は、活動内容を市のホームページなどを活用し、市民へ啓発することを検討する。	曾於市	H28	H32	—	施策の継続及び検討を実施					
	1-10	グリーン購入品の購入の継続	環境への負荷ができるだけ小さい商品などを優先的に購入するグリーン購入品の購入を継続する方針とする。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	1-11	マイバッグ運動の推進	鹿児島県のマイバッグキャンペーン等と連携して、マイバッグ持参の促進やレジ袋の削減に努めていることから、こうした取り組みを継続する方針とする。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	2-1	家庭ごみの処理体制の現状と今後	これまでと同様の分別区分を継続する。あわせて、ごみ処理手数料のあり方について検討を進める。	曾於市	H28	H32	—	施策の継続及び検討を実施					
	2-2	事業者一般廃棄物の現状と今後	事業者の排出責任に基づく自主的なごみの減量及び再利用・再資源化の指導を行う。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	2-3	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
処理施設の整備に関するもの	3-1	曾於市クリーンセンター延命化事業	可燃ごみの安定的な適正処理を実施する。	曾於市	H29	H31	○	施設の延命化工事					
施設整備に係る計画支援に関するもの	3-2	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う生活環境影響調査業務委託	生活環境影響調査の実施	曾於市	H28	H28	○	調査・予測					
	3-3	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う発注仕様書等作成業務委託	工事発注に伴う各種支援業務の実施	曾於市	H28	H28	○	発注支援					
その他	4-1	不法投棄対策	自治会及び警察等の関係機関と連携したパトロールの実施。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	4-2	廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発	適正なルートでの排出を啓発する。	曾於市	H28	H32	—	施策を継続実施					
	4-3	災害時の廃棄物の処理	曾於市地域防災計画に基づく迅速な対応を行う。	曾於市	H28	H32	—	施策の継続及び検討を実施					

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	曾於市
(2) 施設名称	曾於市クリーンセンター
(3) 工期	平成 29 年度 ～ 平成 31 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 24 t/日
(5) 型式及び処理方式	機械式バッチ方式
(6) 余熱利用計画	1. 発電の有無 有（発電効率 - %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 - 以上） ・ <input type="radio"/> 無 3. 二酸化炭素削減の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（削減率 3 %以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみの安定的な適正処理を実施する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) 廃焼却施設解体工事の有無	該当なし
------------------	------

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	該当なし
(11) 回収ガスの利用計画	該当なし

(12) 事業計画額 総事業費	1,787,433 千円（税込）
--------------------	------------------

計画支援概要 (1/2)

都道府県名：鹿児島県

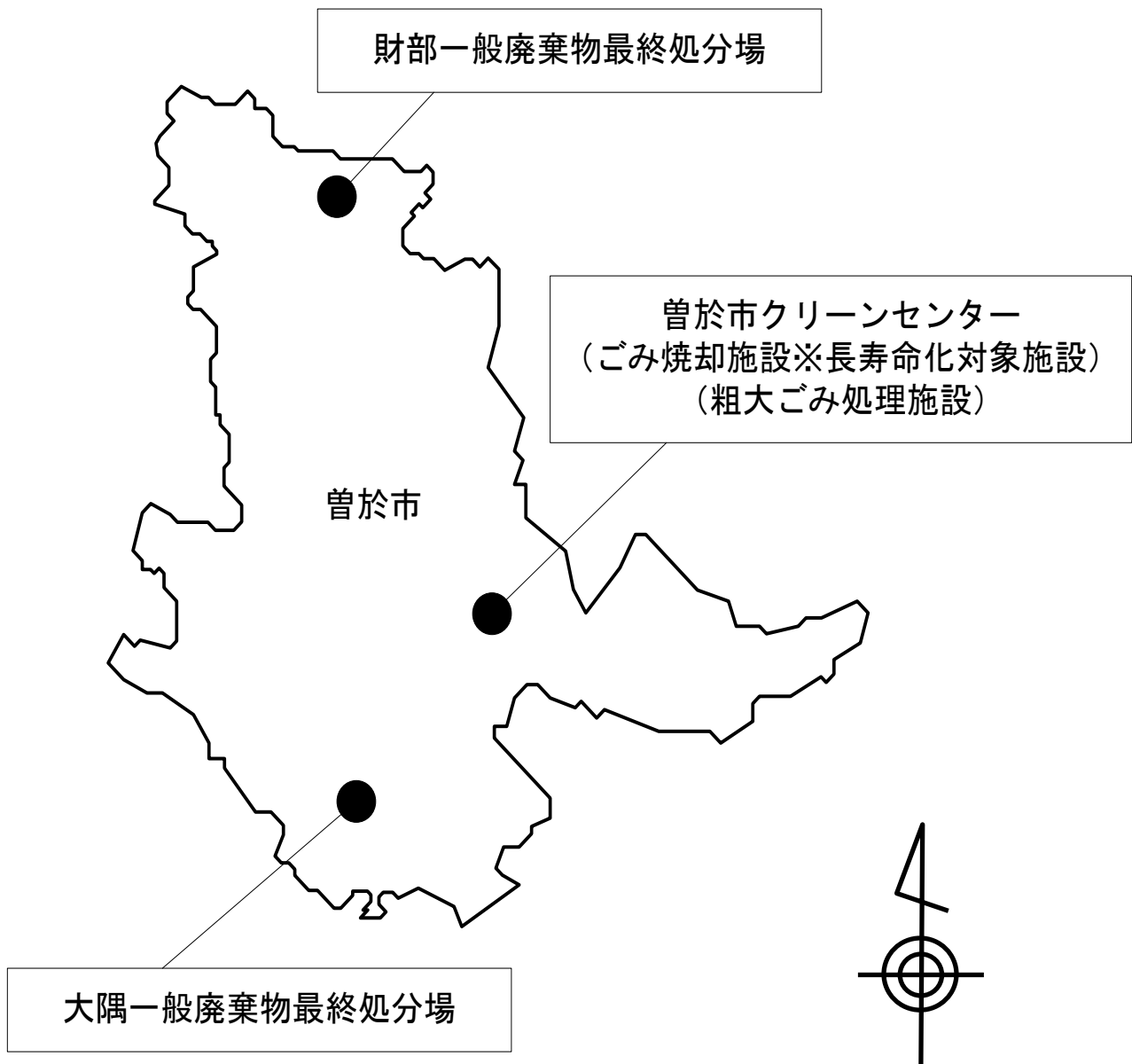
(1) 事業主体名	曾於市
(2) 事業目的	生活環境影響調査の実施
(3) 事業名称	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う生活環境影響調査業務委託
(4) 工期	平成28年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査
(6) 事業計画額	5,508 千円

計画支援概要 (2/2)

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	曾於市
(2) 事業目的	工事発注に伴う各種支援業務の実施
(3) 事業名称	曾於市クリーンセンター延命化事業に伴う発注仕様書等作成業務委託
(4) 工期	平成28年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成等
(6) 事業計画額	9,936 千円

■添付資料1 対象地域図



■ 添付資料2 一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定

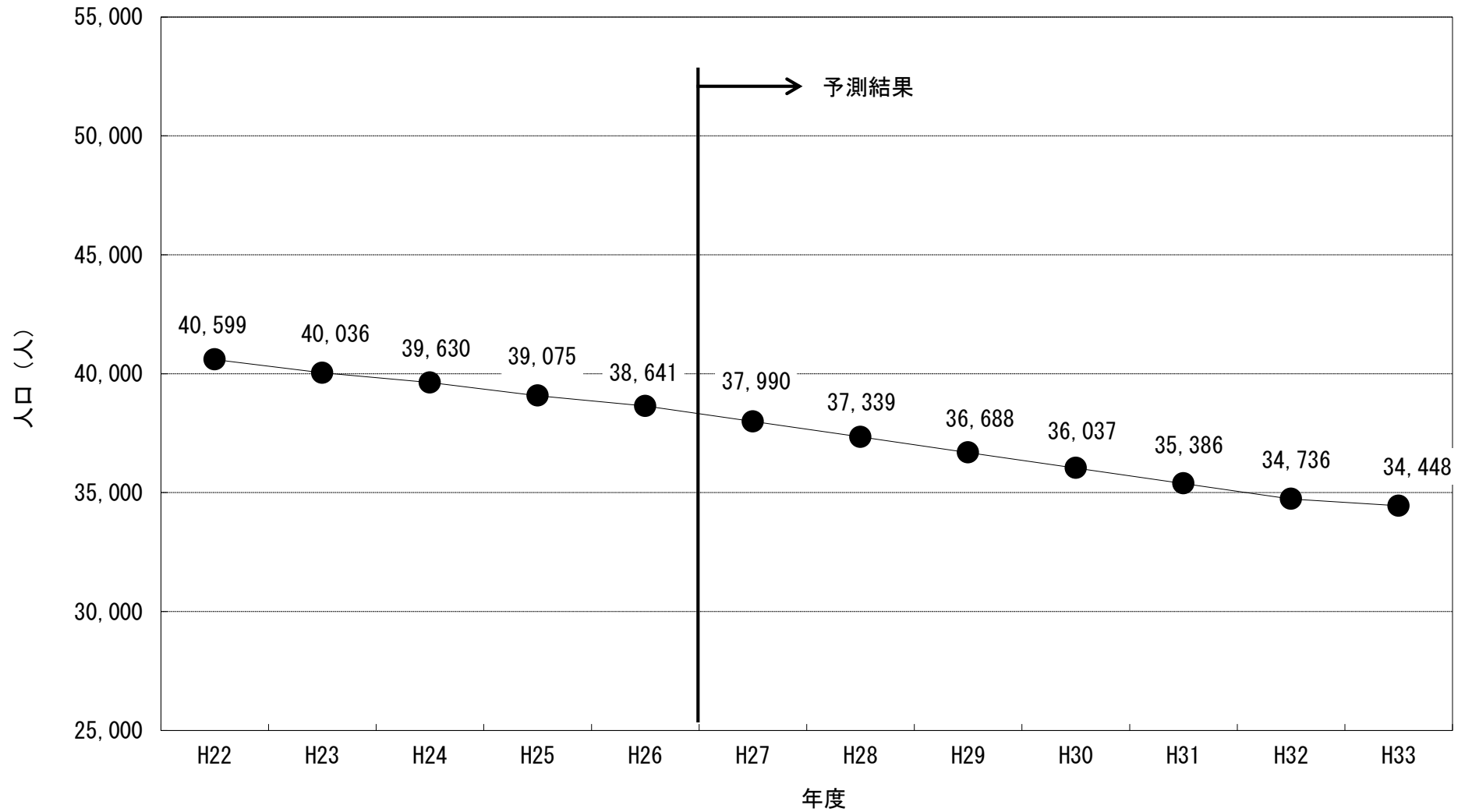
減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
		実績	実績	実績	実績	実績	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
排出量	事業系 排出量 [トン]	810	788	843	892	987	1,004	982	978	975	971	967	967
	1事業所当たりの排出量※1 [トン/事業所]	0.53	0.52	0.55	0.58	0.65	0.66	0.64	0.64	0.64	0.64	0.63	0.63
	家庭系 排出量 [トン]	6,652	6,935	6,819	6,942	6,881	6,757	6,621	6,484	6,350	6,217	6,084	6,016
	1人当たりの排出量※2 [kg/人]	126.8	135.8	135.4	140.5	142.2	141.5	140.8	140.0	139.2	138.5	137.8	137.1
	合計 事業系家庭系排出量合計 [トン]	7,462	7,723	7,662	7,834	7,868	7,761	7,603	7,462	7,325	7,188	7,051	6,983
再生利用量	直接資源化量 [トン]	1,509	1,498	1,453	1,491	1,385	1,382	1,365	1,348	1,332	1,315	1,298	1,294
	総資源化量（集団回収含む） [トン]	1,797	1,778	1,775	1,748	1,650	1,637	1,614	1,592	1,570	1,548	1,525	1,519
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量） [MWh]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減量化量	中間処理による減量化量 [トン]	4,679	4,870	4,909	4,978	5,068	5,002	4,890	4,792	4,696	4,601	4,506	4,453
最終処分量	最終処分量※3 [トン]	1,129	1,206	1,141	1,221	1,271	1,239	1,213	1,189	1,167	1,144	1,122	1,112
集団回収量	集団回収量（総資源化量の内数） [トン]	143	131	163	113	121	117	114	111	108	105	102	101

※1：事業系排出量から資源ごみ量を差し引いた値で試算、※2：家庭系排出量から資源ごみ量及び集団回収量を差し引いた値で試算

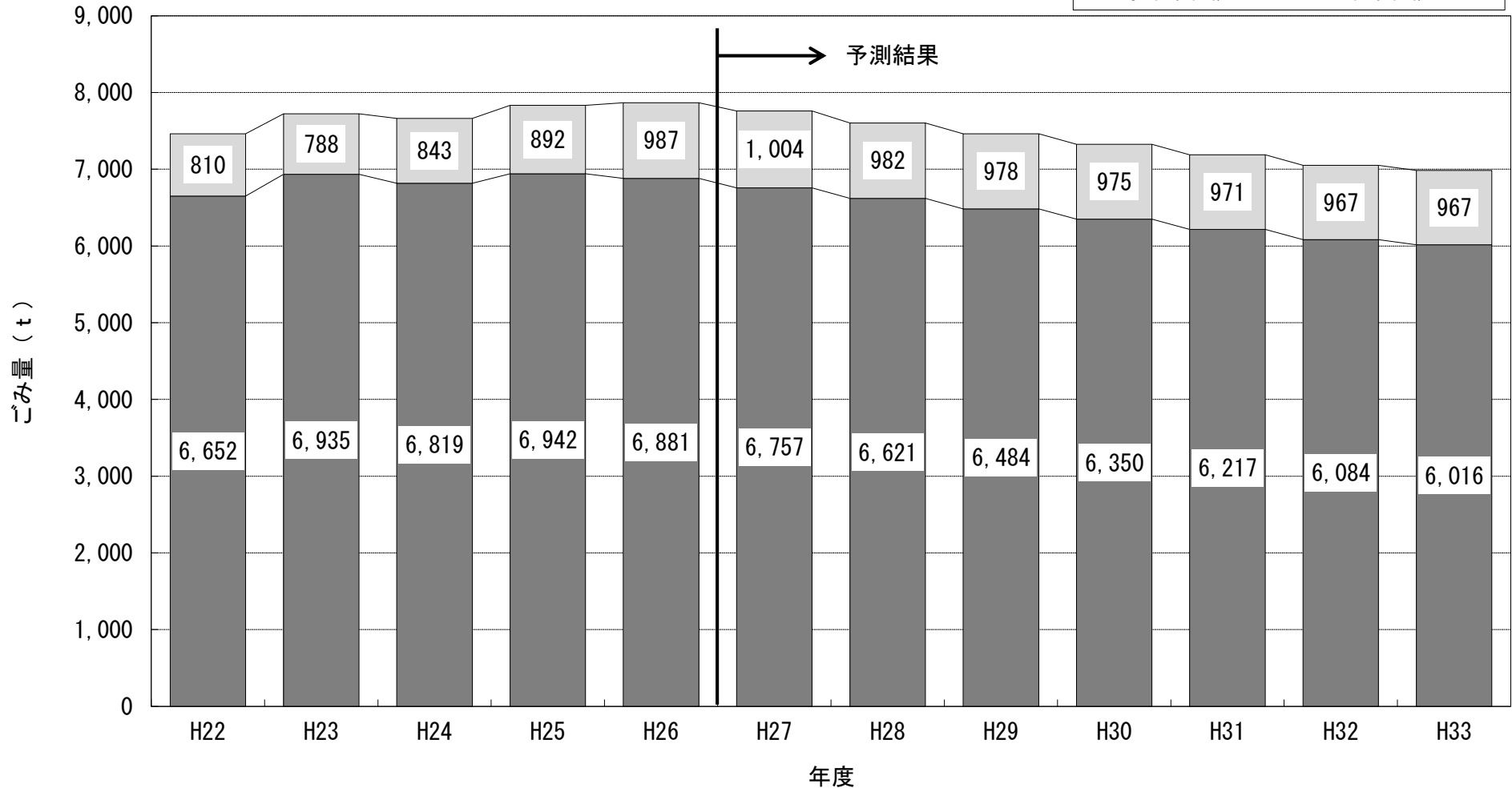
■添付資料3 人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

行政区域内人口の推移

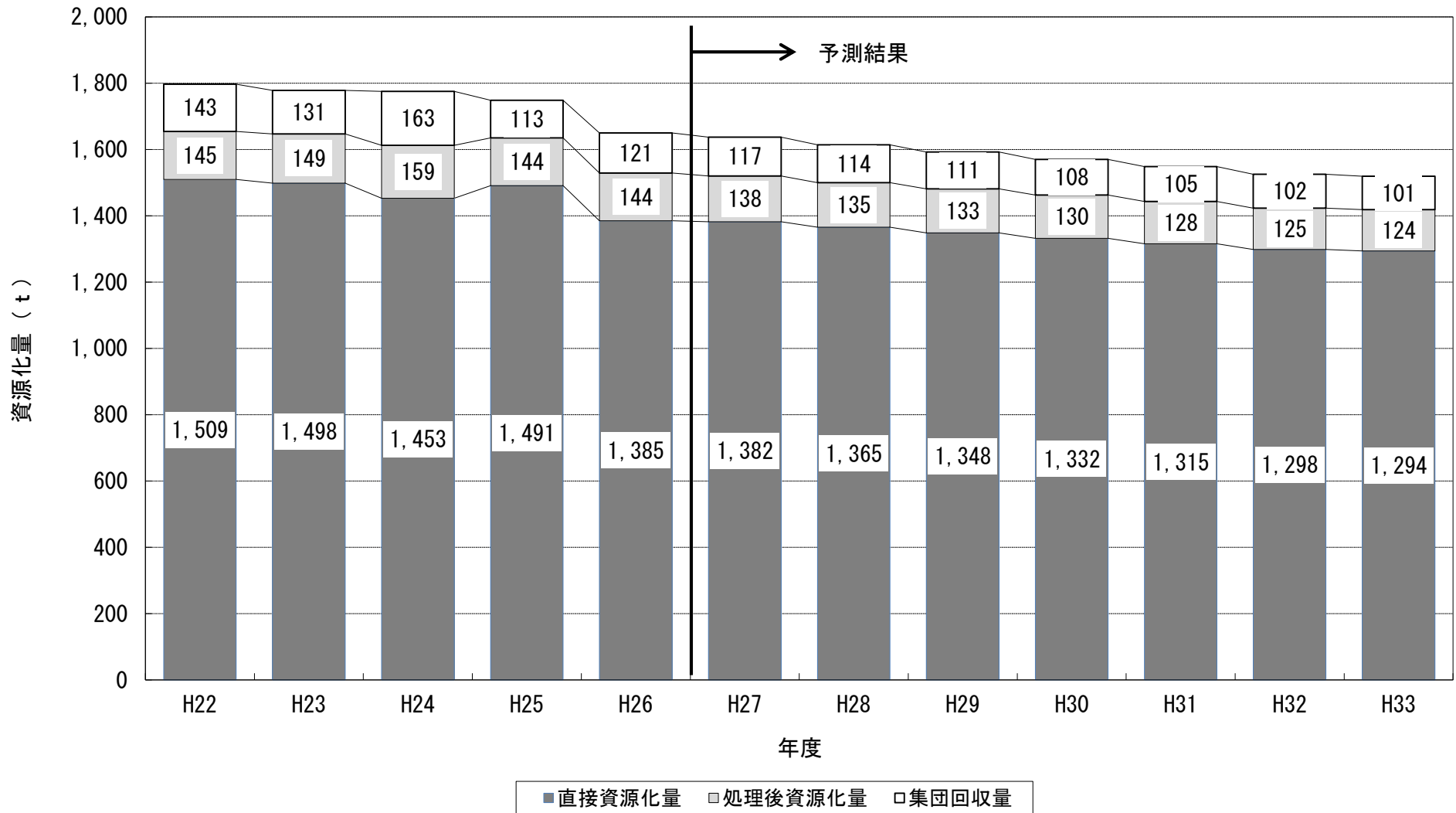


ごみ排出量の推移

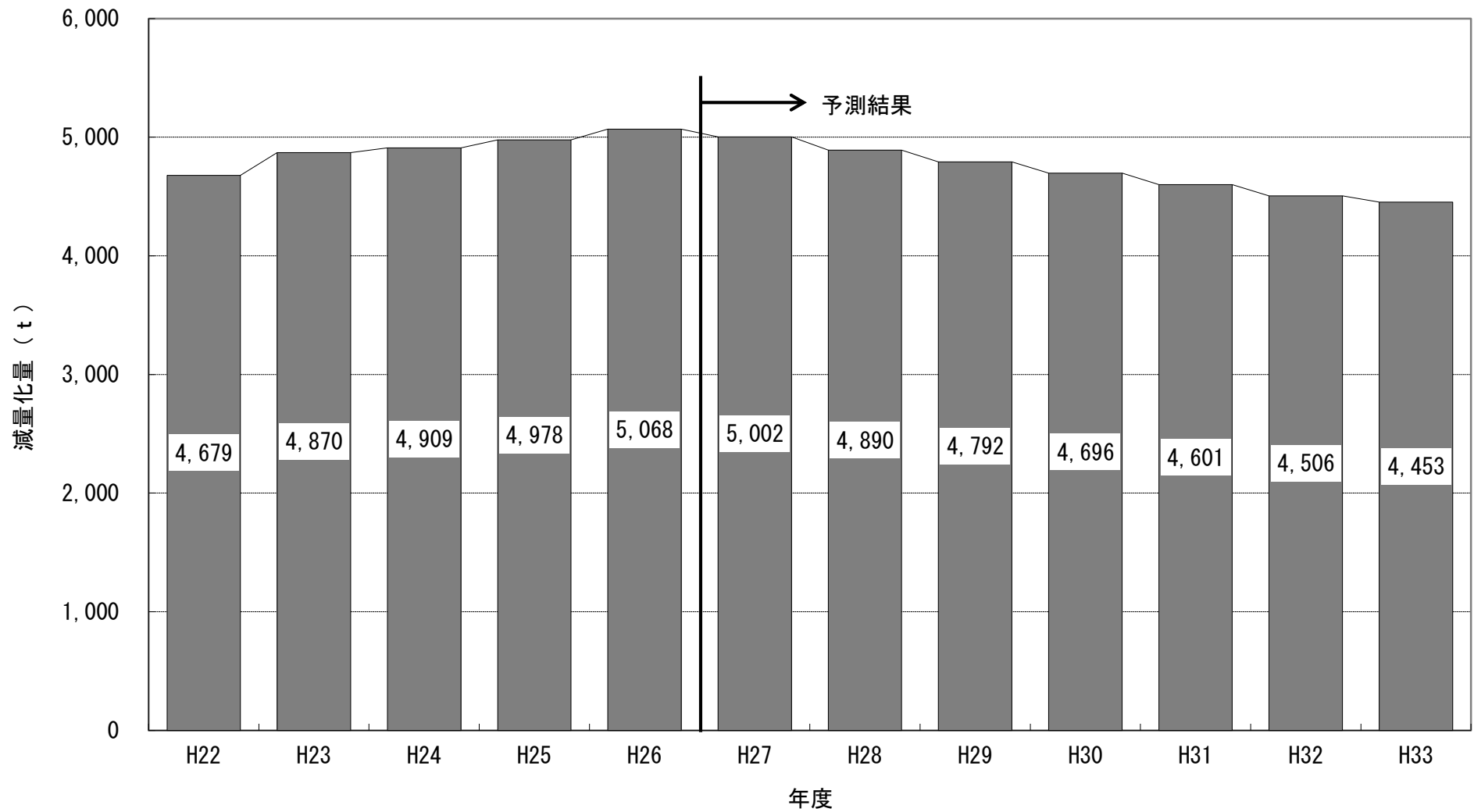
□ 事業系総排出量 ■ 生活系総排出量



再生利用量の推移



中間処理による減量化量の推移



最終処分量の推移

